ペットに関する使用細則

改定記録

日付	更新者	版	改定条	改定履歴
2016/12/11	22 期理事会	2	全条	赤字表記の条文追加変更

（趣旨）

第１条　この細則は、ルナハイツ代官町№１管理規約（以下「規約」という。）第７３条（ペット飼育細則）の規定に基づき、ルナハイツ代官町№１における動物の飼育に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この細則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　占有者規約第２条（定義）第三号に規定する区分所有者以外の専有部分の占有者をいう。

二　専有部分規約第２条（定義）第四号に規定する専有部分をいう。

三　敷地規約第２条（定義）第六号に規定する建物の敷地をいう。

四　共用部分等規約第２条（定義）第七号に規定する共用部分及び附属施設をいう。

五　バルコニー等規約第１４条（バルコニー等の専用使用権）第１項において規定する別表第４（バルコニー等の専用使用権）に掲げるうち、バルコニー、一階に面する庭及び屋上テラスをいう。

六　規約第３８条に規定する理事長をいう。

七　道路交通法施行令第８条第２項で規定する盲導犬をいう。

八　神奈川県動物保護管理条例第２条に規定する指定動物をいう。

（使用細則の効力及び遵守義務）

第３条　この細則は、区分所有者の包括承継人及び特定承継人に対しても、その効力を有する。

２　占有者は、区分所有者がこの細則に基づいて負う義務と同一の義務を負うものとし、同居する者に対してこの細則に定める事項を遵守させなければならない。

（飼育を認められる動物）

第４条　この細則で飼育を認められる動物は、一の専有部分につき１頭羽を限度とする。ただし、小鳥（５羽以内）及び観賞用魚類はこの限りでない。

２ただし、已むを得ず、猫２頭羽（山猫等の大型は省く）の飼育を例外として許可申請する場合、飼育者は２頭羽目飼育の理由を記した申請書と伴に、(次代を生まないため、繁殖期行為を失くすため)両２頭羽の去勢もしくは避妊施術実施の証明書の写しを理事長に提出するものとする。飼育する猫は一代限りを条件とする。

また、猫２匹飼育に関して次代を防ぐ意味でオスとメスの飼育は不可とする。オスとオスもしくはメスとメスのどちらかの飼育に限定する。いずれの場合でも去勢もしくは避妊切術は必需条件とする。飼育は完全室内飼育に限定して共同部分での飼育は不可とする。

（承認申請の方式）

第５条　動物の飼育を希望する者は、申請書を理事長に提出しなければならない。ただし、小鳥（５羽以内）及び観賞用魚類はこの限りでない。

２　前項の申請書の様式は、別記様式第１に掲げるとおりとし、法令、規約及びこの細則を遵守することを証するため、申請者がこれに記名押印しなければならない。

3　例外として猫２頭羽の飼育を許可された者は、「ペットに関する使用細則」及び特に「遵守事項」の

更なる厳守を誓約し、理事長によるいかなる勧告、指示、禁止事項にも従う旨、申請書に追記・署名押印することとする。

（申請書の添付書類）

第６条　申請書には、誓約書を添付しなければならない。ただし、盲導犬はこの限りでない。

２　前項の誓約書の様式は、別記様式第２に掲げるとおりとする。

３　盲導犬の飼育を申請する場合、申請者は盲導犬使用者証の写しを添付しなければならない。

４　猫２頭羽飼育の場合両２頭羽の去勢もしくは避妊施術実施の証明書の写シを添付しなければ　ならない

（承認申請の承認又は不承認の審査）

第７条　理事長は、申請書を受け取ったときは、遅滞なく、理事会の決議を経て承認又は不承認の決定をしなければならない。この場合において、次の各号に掲げる事項の一に該当する動物であるときは、理事長は承認してはならない。

一　成長時の体長（哺乳類の場合は胸骨端から座骨端まで）が６０㎝以上である動物

二　指定動物

三　人の身体に危害を加えたことのある動物

四　人に伝染するおそれのある有害な病原体に汚染されている動物

五　毒を有する動物

六　他の居住者に不快感を催させる動物

２　前項にかかわらず、理事長は盲導犬飼育についての申請書を受け取ったときには、無条件で承認しなければならない。

（承認又は不承認の通知）

第８条　理事長は、承認又は不承認を決定した場合には、遅滞なく、ペット飼育承認書を申請者に送付するものとする。

２　前項の承認書の様式は、別記様式第３に掲げるとおりとする。

（資料の提出）

第９条　飼育が承認された場合、申請者は毎年一定の時期にその動物の最新の状況写真を理事長に提出しなければならない。

２　飼育を承認された動物が犬の場合には、申請者は毎年、「狂犬病予防法」（昭和２５年法律第２４７号）第４条で定められた登録及び第５条で定められた防注射が確実に行われていることを証明する書類を理事長に提出しなければならない。

３　前１項の「毎年一定の時期」とは、理事交代が行われる通常差総会日後から一ヶ月以内の期間をさす。

（飼育の明示）

第 10 条　動物を飼育する者（以下「飼育者」という。）は、別に管理組合が発行する標識を玄関に貼付し、動物を飼育していることを明示しなければならない。

（健康診断等）

第 11 条　飼育者は、動物に獣医師による健康診断を年１回以上受けさせなければならない。

２　理事長は必要に応じ、前項の健康診断の結果について文書で報告を求めることができる。

３　健康診断の結果、人又は他の動物に感染する恐れのある病気が発見されたとき、飼育者は、伝染の恐れがなくなるまで、獣医師等に預ける等適切な措置をとらなければならない。

（遵守事項）

第 12 条　飼育者は、他の居住者の迷惑となる行為をさせないよう、動物を適正に管理するために、次の各号を遵守しなければならない。

一　飼育は専有部分で行うこと

二　全ての共用部等、例えばバルコニーなどで給餌、排尿、排便、グルーミング、シャンプー、抜け毛の処理をしないこと

三　共有部の配水管が詰まるような事が無い様にする為、浴室等の排水口からペット飼育に関する不用物が流れ込まない考慮を実行すること

四　盲導犬を除き、エレベーター、廊下等の共用部分等では、必ず動物を抱きかかえるかケージに入れて運ぶこと

五　全ての共用部等で動物を遊ばせる等の行為をさせないこと

六　動物の習性を理解し、運動不足による無駄吠え、発情期における鳴き声等に注意すること

２　無駄吼え等、近隣住民から指摘が有った場合、速やかにペットスクールに通わせる事等の覚書内容を遵守すること。

（飼育動物の虐待防止）

第 13 条　飼育者は、「動物の保護及び管理に関する法律」（昭和４８年法律第１０５号）及び「犬及びねこの飼養及び保管に関する基準」（昭和５０年総理府告示第２８号）に基づき、飼育動物を虐待してはならない。

（飼育による損害賠償責任）

第 14 条　飼育動物による汚損、破損、傷害等が発生した場合には、理由のいかんを問わず、飼育者が全責任を負わなければならない。

（理事長の勧告及び指示等）

第 15 条　飼育者が、この細則に違反した場合、理事長は、その是正等のため、必要な勧告又は指示若しくは警告を行うことができる。

（飼育の禁止）

第 16 条　飼育者が、前条の勧告及び指示等に従わない場合、理事長はその動物の飼育を禁止することができる。

２　動物の飼育を禁止された者（以下「飼育禁止者」という。）は、新たな飼い主を探す等、速やかに適

切な措置をとらなければならない。

3　飼育禁止者は、再度動物を飼育してはならない。

（飼育終了の届出）

第17条　死亡、譲り渡し等により動物の飼育が終了したとき、飼育者は理事長に飼育終了の届出をしなければならない。

2　前項の届出書の様式は別記様式第４に掲げるとおりとする。

（動物が死亡した場合の処理）

第18条　動物が死亡した場合、飼育者は動物霊園に葬る等、その死体を適切に処理しなければならない。

（細則の改廃）

第19条　この細則の変更又は廃止は、総会の決議を経なければならない。ただし、この細則の変更が規約の変更を必要とする事項であるときは、規約の変更を経なければ、することができない。

（細則原本）

第20条　この細則を証するため、理事長及び理事長の指名する２名の区分所有者が記名押印した細則を１通作成し、これを細則原本とする。

2　細則原本は、理事長が保管し、区分所有者又は利害関係人の書面による請求があったときは、これを閲覧させなければならない。この場合において、閲覧につき、相当の日時、場所等を指定することができる。

3　理事長は、所定の掲示場所に、細則原本の保管場所を掲示しなければならない。

附　則

この細則は、平成２１年５月１日から効力を発する。

別記様式第１ ペット飼育申請書（第５条第２項関係）

ペ ッ ト 飼 育 申 請 書

平成 __年 __月__日

ルナハイツ代官町№.１管理組合
理事長 ○ ○ ○ ○ 殿

私は、ペット飼育細則第５条第１項の規定に基づき、この申請書により、次のとおり動物の飼育を申請します。

号室　　申請者氏名　　印

記

１．動物の種類
２．性別
３．生後年月数
４．成長時の予測体長

別記様式第２ 誓約書（第６条第２項関係）

誓　　約　　書

平成 __年__月__日

ルナハイツ代官町№.１管理組合
理事長 ○ ○ ○ ○ 殿

号室　　申請者氏名　　印

私は、ルナハイツ代官町№.１管理規約及びペット飼育細則を遵守し、他に危害・迷惑をかけないことを誓います。万一違反した場合には飼育を禁止されても異議は申し立てません。
さらに、無駄吠え等、近隣住民から指摘が有った場合、速やかにペットスクールに通わせる事と、対応完了後は、ペットスクールに通わせた事を証明する書類を提出する行為を誓います。

別記様式第３ ペット飼育承認書（第８条第２項関係）

ペ ッ ト 飼 育 承 認 書

平成 __年__月__日

号室 ○ ○ ○ ○ 殿

ルナハイツ代官町№.１管理組合
理事長 ○ ○ ○ ○

平成　 年　 月　 日に貴殿より申請のありました動物の飼育につき、次のとおり決定しましたので、通知します。

１．申請のとおり承認します。

２．申請については、下記の条件により承認します。

３．申請については、下記の理由により承認できません。

条件・理由

別記様式第４ ペット飼育終了届（第１７条第２項関係）

ペ ッ ト 飼 育 終 了 届

平成 __年__月__日

ルナハイツ代官町№１管理組合
理事長 ○ ○ ○ ○ 殿

私は、ペット飼育細則第１７条第１項の規定に基づき、次のとおり動物の飼育の終了を届け出ます。

号室　　申請者氏名　　印

記

１．動物の種類

２．飼育終了の年月日

３．飼育終了の理由

別記様式第５　猫２頭羽（山猫等の大型は省く）の飼育飼育申請書（第５条第３項関係）

ペ ッ ト 飼 育 申 請 書（猫２頭羽（山猫等の大型は省く）の飼育飼育申請書）

平成 __年 __月__日

ルナハイツ代官町№１管理組合
理事長 〇 〇 〇 〇 殿

私は、ペット飼育細則第５条第１項の規定に基づき、この申請書により、次のとおり動物の飼育を申請します。　（２頭分の情報を以下に記載すること）

号室　　申請者氏名　　印

記

１．動物の種類；猫
２．性別
３．　猫２頭羽飼育の理由

３．生後年月数
４．成長時の予測体長
５、避妊施術実施の証明書の写し添付のこと（以下に添付）